

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

＜算式＞ 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額となる。

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資産】学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

＜基準額＞ 5,000万円未満（多子世帯の授業料等減免の場合は3億円未満）

※対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）

＜基準額＞ 第Ⅰ区分（標準額の支援） 100円未満
 第Ⅱ区分（標準額の2/3支援） 100円以上～25,600円未満
 第Ⅲ区分（標準額の1/3支援） 25,600円以上～51,300円未満
 第Ⅳ区分（多子世帯は標準額の1/4支援、理工農系は文系との授業料差額に着目した支援）
 51,300円以上～154,500円未満

◆多子世帯の授業料等減免については、所得制限は無し（給付型奨学金の支給は上記の基準額を適用）

2. 学業成績・学修意欲に関する要件（採用時） ※認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、支援の継続の可否を判定（別添参照）

予約採用

高校3年生

高校2年次（申込時）までの評定平均値が、

3.5以上 進路指導等において
学修意欲を見る

3.5未満 レポート又は面談により
学修意欲を確認する

※高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす

在学採用

大学1年生

次の①から④までのいずれかに該当すること

- ①高校の評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③高卒認定試験の合格者であること
- ④学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

大学2～4年生

次の①か②のいずれかに該当すること

- ①在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること
- ②次のいずれにも該当すること
 - a. 修得単位数が標準単位数※以上であること
 - b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数

※ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

※災害、傷病その他のやむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等
- ④ 定住者（将来永住する意思がある者に限る）
- ⑤ 家族滞在（国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国し、日本の小学校等から高校等までを卒業・修了、大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思がある者に限る）
- ⑥ 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して⑤に掲げる者に準ずると学校の長が認めた者

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者等

【別添】 高等教育の修学支援新制度の学業要件(令和7年度以降)

	学業成績の基準
廃止 (支援の 打ち切り) ※1	※赤文字は令和7年度から適用される割合 次の1～4のいずれかに該当するとき 1.修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2.修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 3.履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4.警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(「停止」の場合を除く) ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す
停止 ※1	2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみであること ※次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援再開(令和5年10月より実施)
警告 ※1	次の1～3のいずれかに該当するとき(上の「廃止」の区分に該当するものを除く) 1.修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること 2.GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること ※2 3.履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

※1

特例①: 傷病・災害等の不慮の事由
災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない
(特に本人及び家族の病気等の療養・介護等により授業への出席が困難である場合などは、その状況を丁寧に確認)

※2

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない

特例②: 教育課程の特性
学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③: 児童養護施設の入所者等
社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

標準単位数・・・「標準単位数＝卒業に必要な単位数／修業年限×在学年数」です。例えば、卒業に必要な単位数が124単位で修業年限4年である学部1年生の場合、標準単位数は「124÷4×1＝31単位」です。(2年生は62単位、3年生は93単位、4年生は124単位となります。)